

司法書士法教育ネットワーク第2回定時総会・記念研究会  
法教育の教材開発と法律実務家の役割

(7-7)

2010年5月23日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 我妻秀範氏 京都府立綾部高等学校教諭  
葉狩宅也氏 京都府八幡市立八幡小学校教諭  
関本祐希氏 大阪府守口市立大久保中学校教諭  
杉浦真理氏 立命館宇治中学高等学校教諭  
小牧美江氏 司法書士ネットワーク事務局長  
田實美樹氏 司法書士ネットワーク事務局  
進行役： 西脇正博氏 司法書士法教育ネットワーク会長

(7)

質疑応答・その2

西脇 これまで、我妻さん、葉狩さん、関本さん、杉浦さんから報告がありました。また、ネットワーク事務局の小牧さん、田實さんの方から、教材の検討をしてますよという報告もありましたが、それも含めまして、関連してでもいいですので、質問がありましたらお願いします。ご自身の活動のご報告でも構いません。

その前に、松本さん(注：小学校教員の松本榮次さん)このあいだ同志社大学でシンポジウムをされたということお聞きしましたが、福岡県会の原田さんにご報告されたんですよね。ぜひその件を報告していただきたいんですけども、どうでしょうか？

松本 一週間前に、法社会学会(注：2010年度日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム「リーガルプロフェッションと法教育～司法書士が描く法教育の理念と実践から」)で、司法書士の先生とのコラボということで報告させていただきました。司法書士の方が作られた紙芝居(注：福岡県司法書士会制作の法教育教材)を、福岡から西宮(注：兵庫県西宮市)まで来ていただき、授業を6時間していただきました。

西脇 6時間ですか？

松本 ええ、6時間。2時間ずつ3人、司法書士2人と大学の先生の3人の方に、それぞれ2時間ずつ。3クラスありましたので、そういう形で授業をしていただいたということです。それから、3学期の間は、総合的な学習の時間で法教育をやりました。ルールに関する授業をしたり、大阪法務局に100人くらいで見学に行って、登記官の方に人権の話を書いたり、また運動場の使い方のルールも考えようということをやったり……という十何時間の授業の中で、司法書士の方々に紙芝居の授業をしていただいたという報告をさせていただきました。

西脇 その時間は、その、どういう時間を利用されたのですか？ かなり時間をとられますよね。カリキュラム。

松本 総合的な学習の時間、13時間の設定で、その中の、1クラスにつき2時間を使用してやっています。

西脇 なるほど。ありがとうございます。

関本さん、ちょっと聞きたいんですけど。非常に時間が足りない中でやらなあかんという中で、実際、限られた時間の中でこれを取り入れる苦労というのはあると思うんですよ。ストレスもかなりあるでしょうね？その中で、やりがいがとか、なんとかこれやってみようとかのバランスをどう取るのか。私たち司法書士も、高校だけじゃなく中学校

での法教育の授業も考えていますが、どうやって忙しい先生とセッションしていけるかなあと。関本さんだからできるのかもしれないけど、一般的にはかなり難しいかなあと思うんですが。

関本

高校は部活動が盛んなところとそうでないところがあるんですが、中学校はどこも一生懸命部活動をやるので、だいたい朝7時にくらいにきて夜9時くらいまで働くというのが当たり前になりつつある。どうしても新しいことをしよう、外に出て行って何かしようというところが弱くなってしまおうというのが、中学校現場の厳しいところなんです。中学校の先生が前に出ていかないというところがあって、逆にこちらが呼ばない、来てくださいと言わないから来られないというところもあるし、中学生には難しすぎるんじゃないか？と思われるところもあるかと思うんですが。

僕も中学校の分野の法教育の修士論文を仕上げているときは、すごくいろんなことを考えていたのですが。中学校は校区があります。高校と一番違うところは、校区のもとで授業していくのが公立中学校の宿命です。そうすると、地元というのが絶対にあるので、地元の事情を外した授業展開は厳しいかなあと。

高校の先生の授業のなかで、アルバイト、あるいは高校生になったら社会に出て行く機会も出てくるので、その上で必要な法律知識を身につけないといけないというのがあるんですが、実は、進学率が92%とかの中学校もある。今の時代でも、中学校を出て就職する子もいる。そもそも就職せずに卒業する子もいる。何とかアルバイトを見つけて新生活を送っていくわけで。そういう学校でこそ実は法の教育というのは必要だし。高校3年生で最後出て行くときに法の実践講座を行いたいとか行っていますというのは非常にいいことだなあと僕も思っていたのですが。僕もこの前まで非常勤で勤めていた高校では、卒業するまでに生徒が100人くらいやめてしまった。その子たちはどこへ行くかという、社会に出ていくわけです。それを考えると、義務教育最後の中学校で、いろんな子がいるんだけれども、そこで最低限の法の教育、知識はいらなければ法の方考え方とか、困ったらこんなこともできるんやでというようなことは最低限教えて、社会へ送り出してあげたいなあとすごく思います。

僕らの力不足もあるんだろうけれども、最後の最後で進学率も上げたいし、高校も行かせたいし、何とかして二次（募集）でも何でも入れてしまって高校につないでやらないと、非常に苦しいなというのもありながら、だから基礎学力もつけながら、そういう社会に出た時に必要な力もつけながらというのを模索していかないといけないかなと思います。

そういうことができるのが実は中学校だし、僕らが日々のことに追われすぎて、ただ単に教科書をながしていただくだけでなく、ここで何を教えたいかなあ、というのを考えていけば、偉そうな言い方をすれば、司法書士さんは授業したくても授業できないじゃないですか。僕らは授業するのが仕事だから、授業しないと怒られますんで、せっかくその授業をするという仕事をしているんだしたら、そういう司法書士さんだけじゃなく、いろいろな方に来てもらいながら授業したいなあ、というのがあります。

ただ、何ができるのか、どういうことができるのかというのを中学校の教師ががんばって考えて、一緒にアイデアを出しながらやっていかないと、高校の教材をそのまま使うのは難しいと思うので。それがやっぱり、僕らの方がいろいろとクリアしていかなければならない問題なのかなと思っています。

西脇

なんか、聴き入ってしまいましたね。

会場A

(大学3年生)

生徒の実際の反応はいかがですか？

関本

そうですね。うちの学校もやっぱり授業が成立することがなかなか難しい時期があった学年なので。この授業をした時期は、(そういう難しさが)ようやく底を打ち始めた時

期で。1時間目から3時間目の授業は普通の授業に近いので、子どもたちも聞く場面というのは少ないんですよ。4時間目の、映画を使いながら構想を練って練ってぶつけた授業というのは、子どもたちの反応がぜんぜんちがうですよ、やっぱり。違うというのは身近に肌で感じる事ができた。やっぱり「ホームレス中学生」とかがよいですね。

会場C

(高校教員)

関連して。僕自身が授業について思っていることを言いますと、いろんな切り口、いろんな切り方があると思うんですけど、授業はやっぱりまず分かるということ、その次は楽しいとか面白いとか言う視点、あとはためになる、役に立つ。この三つの視点を、比重を変えながら授業していくものだと思うんです。そのときに最大の邪魔になるのが、受験。受験があるから、結局、薄い知識を押し込んでいくようなことになる。うちのようなかんぐらひのレベルの学校でも、非常勤の先生がきて、とてもわかる授業をするんですよ。それはどういう授業かという、教科書太字の部分を穴開け(解答書込式)にして、そういうプリントを作って、そのプリントの部分の教科書を読んで「わかる人~?」と、生徒に手を挙げさすんです。それも見事に手を挙げて、教科書に答えも載っているから。たとえば「労働基準法」だとか「労働三法」とか書いてあって、それを言えば、わかっていくわけですが、「労働基準法」って言葉を。だが、詳しいことは全然しないんですね。私のようにいろいろこねくりまわして、こってりした授業をすると、逆にわからない。生徒は、「何が言いたいねん。」とか言います。関本さんの場合中学校ですけども、高校も、進学が多い学校か、就職が多い学校か、大学にどれくらい行くのかというのを、ある程度見ながら授業していかなくちゃならない、そういう問題はあります。

あと、一言だけ言わせてもらったら、僕の場合、100%自主教材でやっている「くらしの法律と経済」という2時間連続の選択者だけ1クラスの授業と、4クラス1週各2時間で「政治経済」(政経)という教科書にのっとった授業をしています。司法書士さんと呼ぶ場合でも、他の方と呼ぶ場合でも、政経でという4クラス計4時間しないといけない。そうすると本当に4時間全部に来てくれるのかどうかということと、政経の場合はいつ来てもらってもいいというもんでなく、やっぱり人権をやっているときは人権の絡みの話をしてもらいたい、そういう一年間の流れがあって、その流れの中に位置づけていくので、呼ぼうとする題材と時期と、コマ数・日数・時間帯、そういうことも考えながら、僕らは呼ぶわけです。選択授業で1コマ(1クラス)の場合は呼べるけれど。政経の場合は担当者は僕一人でやっていますけど、1年生の「現代社会」(全員必修)で担当者が2~3人でやっているとすると、ある先生のクラスは呼んで、ある先生のクラスは呼ばないのかみたいなどの調整があったりすることもあるので、簡単には呼べない。それで、今は、法律講座でやられているのは、3年生の余った時間があるからどうしようかということで、これは教師も丸投げして呼びやすいんですけども、やっぱりできたら、「政治経済」とか「現代社会」とか、一年間の位置づけの中ではまられるような内容を持っていく。これが最も効果があるのかな、というふうに私は思っています。以上です。

西脇

具体的にどのようなかたちでカリキュラムに入っていくか、という意見がありましたけれども。

関本

ちょっとだけ補足で。何か僕らだけが話ししているとまずいんですけど。今の話を聞いて、ちょっと感じたことがあります。中学校の教材を作ろうと思っていただけの方に参考になるかなあと思うんですが。

中学校はもちろん、義務教育で公立ですから、できる子から、ちょっと勉強苦しいなあという子から、いろいろな子がいます。わずか2年目ですが、1年間単位で何やってもできる、どんな授業をしても大丈夫、こういう子は一割から二割くらい、どの学校でもいます。あと大多数の子たちが、Cさんがおっしゃったような普通の子たち。この子たちは「勉強できた!」というふうになるには、やっぱり穴埋めで「書けた」、「できた」、

「俺もできる」というような感覚を持たせることがすごく大切で、やっぱりそうしないと信頼関係ができないので。なかなか子どもたちは、こねくり回して頑張って資料作ったところで、「先生の授業、わからへん」、「難しい」、だから「聞く気ない」、「あの人の授業はわからへん授業や」、だから「あの先生は悪い先生や」、「授業が下手な先生や」、ということになってしまうので。やっぱりその子たちをつかむには、「僕もできる」という気持ちを持たせるために、穴あきプリントとかも必要かなという気がします。例えば教材を作っていたときも、穴あきプリントを作っていたきたい。さらに細かいことを言いますと、そこにそれぞれ番号を振っていただけて、黒板に解答を書けるようにしていただけたら一番よいです。「今、どこの話をしてるん?」と、わからなくなるのがしんどいので。

ただ、一番勉強苦しい子たちが社会科では一番おもしろいんですよね。生活実態がやはり苦しいので。この子たちが乗ってくると、授業全体が盛り上がります。この子たちはネタで勝負するしかない子たちなので、穴あきプリントの字は書きません。いくら用意しても、ほったらかしで寝てるかしやべってるかです。この子たちは、例えば「ホームレス中学生」だとか、先生方のもっているリアルな経験談を話してもらうことで、その子たちが食いついてきます。その子たちがきっかけで議論が巻き起こって、クラス全体がそのことについて考えていくという授業ができてくるので。上の子はほっといてもいいんです。真ん中の子と下の子をいかに取り込むかというのがすごく重要だという気が、最近、現場に出て感じているので。授業の中身を作ってもうらう時に、ちょっとした配慮で、司法書士さんの話はわかりやすかったといってもらえるようになるので、細かいことですが、字は大きくとか、そういうところが大切なのかなと思います。

西脇

数々のヒントをありがとうございます。教材開発に関しては、このネットワークに限らず、各地の司法書士会が活動をしていて、工夫をしながらやっています。ただ、そこから一步進める形で、どうやって自分たちの社会の現場での活動を伝えていくか、共感を得られるようなリアリティを伝えていくかが求められているということがあると思うんですけど。

ただ、やはり忙しいですね。カリキュラム的にほんとに時間がとれなくて、熱意ある先生の努力でその時間を取るということで、一般的に、今、法教育がだんだん進んできているといっても、実際の現場でそういう状態でしたら、なかなか取り組めない、指導がやりにくいということですね。それが現状ということですね。

そういう意味では、私たちのネットワークは、こういった研究会とか勉強会を開いて、教材だったりこれからどうやって活動していこうかということも話し合ったりもしますが、司法書士以外の各士業の方々や先生方もメンバーにいますので、そういった現場の声、それぞれの立場の声を拾い上げて、それがどれくらい届くかどうかは分からないですけれども、文部科学省とかに提言をしていくなどの活動もしていくべきかなと、私自身は考えています。

他に、何か。まだ時間がありますけれど。

会場E

(広島・司法書士)

葉狩先生に。広島司法書士会では、昨年11月に、小学校中学年・高学年を対象に親子法律教室を開催しまして。このネットワークのホームページにも報告があがっているんですけど。この企画を今年度も続けていこうと思っているんですけど。

昨年度の内容は、小学生対象という初めての取り組みで、何を題材にするか悩んだんですけど、交通安全指導ということで、お巡りさんが学校に来て指導することがあるんですけど、道路交通法を考えてもらおうということでした。うちの会でも、民事事件を題材に広げていった方がいいんじゃないかという議論は出ていたんですけど、じゃあ、どういったことを題材にした方がいいのかということではなかなか出てこなくて。難しく考えすぎているということはいろいろあるかもしれませんが、何かヒントがあれば。

たとえば、自分自身が法教育ということ意識しないで社会科教育の実践としてやってきたなと思うことで、二つあるんですけど。

一つは、「バリアフリーか親切か」というテーマで5年生、6年生の子どもたちに授業をやったんです。それは、ある子どものお姉ちゃんが、重度の障がいをもっているんですね。その家族が冬休みに広島に旅行に行ったときに、その場に親がいなくて自分とお姉ちゃんだけで移動をしなければいけないのを、ぜんぜん知らない人が車イスを押してくれて、「親切にしてくれてうれしかったこと」と、「バリアフリーじゃないから、なかなか移動ができなかったこと」。そうしたエピソードを、その子が「どう思いますか？みんなは...」と、バリアフリーが進んだ方がいいのか、それとも親切な人間が増えた方がいいのかと、問いとして出してくれた。そのことで、バリアフリーはどうなっているのか、これはずいぶん前の話ですからまだあまりバリアフリーが進んでいない状況の段階で、それを、バリアフリーが今、どういう状態なのかということ調べたり、人間の親切について考えたり、親に聞いたり、そうして持ち寄ったことで討論会をしました。

そのときに子どもたちはすごくいろいろ調べ、よく考え、やりとりしたんですけど、今から思うと、これからもう一回この教材を作り直してみようとも思っています。たとえば、条件を整備するということと言うと、それはそれで法的な整備であったり、行政の仕事としての問題もあるでしょう。あるいは、人権であったり、障がい者の方々に対しての心のバリアフリーという言い方もしたし、学校では道徳っていう指導もしながら、人間としての物の見方や考え方をどうするかというあたりのことは、法の基本的なものという意味でも、僕は大事な部分じゃないかなということ、すごく思っています。

あえて、「バリアフリーか親切か」という形にしたのは、子どもたちが入っていきやすいように組み立てたということなんですけれども。それはもちろん、両方とも大事なんだけど、そのことを調べたり、聞き取ったりしながら子どもたちが話し合う中で、改めて、法律はどうなっているんだろうとか、あるいは、世の中というのはみんなどう考えているのだろうとか、深めていく素材というのはずいぶんあるのかなと思うんですよ。

あるいは、高速道路が、今、いろいろ問題になってますけれど、以前勤務していた学校の校区に高速道路がどんどん校区を取り囲むように広がっていくということがあったんですよ。それで、高速道路と開発という問題で授業をした。そういう社会的な事象というのは、必ずといっていいくらい法律の問題にからんでいると思うし、あるいはその法律をどう捉え直していくのかという人間の物の見方と、絶対につながるんだろうと思うんです。なので、法律から見て子どもたちに何を教えるかということももちろんあるんですが、いくつかそういう身の回りの課題に対して、法律はどうなっているのかとか、状況はどうなっているのかということを見ていくという視点は、教材を作るときはすごく大事にしたいと思うし、そういう事で言えば、おとなの発想と子どもの発想が、ぜひ、絡むような形でやられるのが、大切だと思うんです。

子どもたちって、ある課題に対してすごい興味を示す子と、そうじゃない子とがいます。いろいろな家庭環境のちがいがから、その発想や考え方にちがいがあります。一律全部、子どもたちがここまでの到達、あるいはこういう物の見方をしてほしいとなると、なかなか大変なんですけれど、中学校・高校と違って小学校なんかでいうと、出来る子と思われる子がむしろ発想としては貧困で、そうでない方の子の意見にふっと気付かされるのが、学校現場ではよくあることなんです。あるいは、もちろんできる子どもたちが、そういう分からない子どもたちに対してていねいに関わってやって深まっていくということも逆にあるし。だから、その子に対してあの子に対してというシフトも、もちろん中学校・高校で必要だという局面もあるでしょうけれど、特に小学校の子どもたちを見て思うのは、そういう子どもたちがどんな風からんでいくのか、そのところを大事にした授業づくりであったり、そういう授業の進め方っていうのが、僕は大事にしたいなと思っています。

いで、近隣国とは話し合いで国を守っていかないといけないという国だと、その旅行のときに知りました。国の姿勢、交渉によって国を守るためにはどうするかということ、暴力を使わないでやっていくことを教える試みをしている。小学校の授業の中でも、暴力を使わないで仲良くする授業、例えば、「お父さんとお母さんがけんかをして口をききません。私は困っています。」ということが題材になっていたんですね。

本当に身近な題材を挙げていて。そのことを、お話を聞いて思い出しました。

西脇 初めて知りました。

杉浦 コスタリカは、非常に注目している国なんです。

法を自分のものにするということがすごく大事で、よく、年表があって穴が空いていて、「何々法ができました」とう羅列があって、こういう勉強ではなかなか自分のものにならないんですよ。さっき、関本さんのイギリス市民革命のプリントの中で、『権利の章典』を自分の言葉で言い換えると、つまり、「We」法の原則というものを「I」で置き換えてみるということ、こういう作業はすごく大事です。僕は、ゴールデンウィークは憲法記念日もあるんで、「憲法前文を自分の言葉で書いてみましょう」という課題を必ず出すんですけども、自分とのつながりの中でもう一度社会を読み込む、読み込んだものを表現して、IとIがつながってWeにまた戻っていく、IとWeの往還をするような、そういう授業が必要だと思います。法を教えるというのではなくて、個人と個人が集まって社会が形成されているので、それを紡いでいくような授業がすごく求められているなど。

コスタリカでは、実は、子どもが憲法裁判所に国を提訴できたり、学校模擬投票もすごく盛んで。大人が選挙投票をやっている横で、子どもの投票結果がこうなっていますというような実況中継をやったりします。うちの学校でも、学校模擬投票をやるということで、取り組んでいます。それは、単に、大人がやっていることに迎合するだけじゃなくて、自分たちの争点で今の政治を見ていく。自分たちの判断で、何が必要か読みとっていく。そういう力っていうのが、法教育とつながって、社会とつながっていく力になっていくと。つまり、私と私たちの社会は簡単にはつながらないので、つなげていくような授業をしていく必要があると思います。

会場C Eさんの質問に。僕は、「新しい人権」のところで「移動権」ということで、やりました。移動権は、車いすの方や松葉杖の方が、健常者と同じように移動できる権利です。その事件は、今から20年ほど前に、JRの駅で、車いすの人が、駅員さんに「じゃまな車いすやな。」と言われた。言われた人は、慰謝料請求と、エレベーターが駅にないのは憲法違反だとJRの責任を追及した。そこで、「駅にエレベーターが無いのは憲法違反か？」という授業をしました。憲法違反であれば、どの駅にもつけないといけない。地方裁判所では、憲法違反ではないと判断した。

このように、親子法律教室だから、身近な問題、身近な町の中で考えられる問題を取り上げれば、小学校でもできるんじゃないかなと思いました。

西脇 いろいろヒントが出てきますね。他に、いかがですか。この機会に何かありませんか。

我妻 はじめにも申し上げましたけど、(高校生の)彼ら、彼女らが、いろいろな苦勞をしているということがきっかけとなって、こういう法教育に関わってきたんですが。その中で、やっぱり憲法25条の問題がいろいろ、非常に関わってくるんですよ。いろいろな社会問題の中に、この問題があるだろうと。その中で、格差とか貧困とかいろいろ言われているんですが、その実態を見た場合に、そういう親子関係が再生産されているような気がします。このような、今の社会をどう、したたかに生きていくのかというあたりで、そのために、学校の役割は大きいなと思っています。

そういう中で生きるには、やっぱり学力が要ると同時に、いろいろな困難にあった場合にその困難にどう向き合うのか。さきほど「気づく」という話が出ていましたが、そういう中で、まず気づくということ。おかしいと気づく、気づいてそれが何でおかしいのか分かっていく。それからさらに大事だと思うのは、自分だけでないよとつながっていく、なんでこうなんだろうと相談がつながって行って、働きかける。そういうところまで教えていかないと、知識だけではいけないと思います。

もう一つは、就職しているいろいろな不利益があった場合でも、なかなか子どもたちは、相談する相手がいない。我々は、いろいろな専門家がいらっしゃるんだよと、法律は知識だけじゃないんだよということを教えておく必要がありますね。そんな中で、困ったら相談に来いよと、ここに行けばなんとか話を聞いてあげるよと。そこからいろいろな専門家とつながっていくことができます。そんなことで、我々に課せられた課題は大きいと思います。司法書士の方も、そういう専門家の方々も子どもたちとつながる位置にいるんだなと、そういう思いを強くしています。困った場合に、どこに行ったらいいんやと、いうことをきちんと教えておきたいですね。

いろいろな法教育があるのは当然ですね。ですから、はじめに申しましたように、こうであるべきだとか、これが法教育だとか考えずに、いろいろなことをさわりながら、そういう意味では多様に考えていく。その分野、その分野でいろいろな求められている課題を持ち寄って、法教育としてやっていくのかを考えることが大事なんじゃないかなと思います。

そういうことで、つながる、働きかけるということを、ぜひ子どもたちに教えていただきたいと思います。

西脇

我妻さんから始まって、最終的に総括もしていただきました。

私たち司法書士の役割も、ずいぶんここでクローズアップされてきたと思います。これまで通りの出張法律講座をしていくということもありますし、子どもたちに直接関わる先生たちと連携をしていく、またそういった「アクセスする場」をつくる。それがまた、子どもたちへの授業にもつながっていくということになる。そのように、法教育という授業形式ばかりにとらわれることなく、広くつながっていくようなネットワーク作りをさらに進めていきたいと思います。

時間となりましたので、ここで、今年の研究会は終了ということにさせていただきます。どうもみなさん、ありがとうございました。

(終わり)